

第11回 社会科課題追究学習作品展 作品募集要項

- 1 目的 児童生徒が自ら課題を設けて主体的に追究する学習を支援することによって、児童生徒の社会的な見方や考え方を養うとともに、問題解決能力の育成を図る。
- 2 主催 岐阜県教育委員会
- 3 応募資格 県内の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校に在籍する児童生徒とし、個人又はグループとする。
- 4 応募作品 児童生徒が自ら課題を設け、その課題を主体的に追究し、課題追究の歩みや社会的な見方や考え方などがまとめられている作品
社会科の学習で作成したノート、レポート、学習新聞など
休日や長期休業中などの時間を活用し、作成した社会科研究作品など
(別添<参考資料>「社会科課題追究学習作品づくりに当たって」を参照のこと)
- 5 応募点数 各学校3点まで応募できる。
ただし、都市で社会科に関する作品展を開催している場合は、都市で選ばれた作品点数とする。この場合も各学校からの出品は3点までとする。
- 6 応募方法 (1) 出品者の在籍する学校を通して、直接下記の応募先へ提出する。
(2) 出品作品には、別紙様式1による「出品票」を作品ごとに添付する。
(3) 各学校ごとに、別紙様式2「学校応募票」を2部添付し応募する。
(4) 作品の搬入・搬出は、応募者の在籍する学校等が行う。
- 7 応募先 (1) 国公立小・中学校について
・岐阜教育事務所管内：総合教育センター（教育研修課）
・上記以外の教育事務所管内：各教育事務所
(2) 私立小・中学校、高等学校、及び公立高等学校、特別支援学校について
・総合教育センター（教育研修課）
* 応募先の所在地等は、12 応募先・所在地に記す。
- 8 応募期間 平成23年9月13日（火）から9月15日（木）までとする。
受付時間は8:30～17:30までとする。
- 9 審査及び表彰 審査委員会において審査を行い、入賞作品を決定する。
(1) 審査委員会
大学教授、社会教育関係団体の関係者、社会科教育研究団体の関係者、県教育委員会社会科担当指導主事などから構成する。
(2) 審査日
10月初旬（2日間）
(3) 審査の結果、優秀な作品には次の賞を贈る。
・最優秀賞、優秀賞、入選
(4) 表彰式
平成23年10月30日（日）（岐阜県図書館）
* 表彰式参加者は、学校を通じて別途案内をする。
- 10 作品展示 (1) 入賞作品展示期間と展示会場
平成23年10月29日（土）、10月30日（日）
岐阜県図書館
(所在地：岐阜市宇佐4-2-1 TEL 058 275-5111)
・展示する入賞作品については、学校を通じて案内する。
(2) 優秀な作品は様々な方法により広報する。
- 11 応募作品及び出品についての注意 (1) 作品に添付する資料などについては、著作権・肖像権、個人情報に十分留意する。また、引用した書籍などについては、著作権者や出典などを明記する。
(2) 研究記録はノート（最大でも「728mm×1030mm」以内）などにまとめる。
添付する掲示物がある場合は、横1100mm×縦1900mm以内の大きさを原則とする。2枚以上の場合は掛図式にして重ねる。

- (3) 課題追究の過程で製作された工作物で壊れやすいもの(陶器作品、立体模型等)、危険物、生き物などは、写真や「作品の説明」の(注)等で示し、出品はしない。
- (4) 作品から添付物などがはがれないように留意した上で応募する。
- (5) 出品者及び応募学校は、作品や出品票に記載されている内容や画像等のすべてについて、県教育委員会が各作品を記録し、広報等の目的で行う公表を承諾するものとする。
- (6) 出品票・学校応募票について

< 出品票 >

作品展示した際に見やすい位置に添付(原則、作品下の右端に寄せて)する。

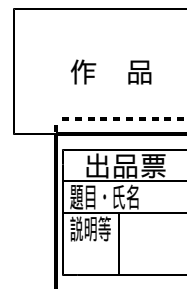
1テーマにつき出品物が2個以上あるときは、それぞれに出品票を貼付し、個数番号(例:3個のうち1番)を付ける。ただし、「作品の説明」「作品のよさ」欄は、出品票の1番に記入する。(2枚目以降は、1枚目の複写も可。)

出品票が不足する場合は、様式と同じもの(複写可)を、出品作品に添付する。

(別紙様式1)の記入にあたって

- ・「作品の説明」欄は、作品の概要について簡潔に記入する。できるだけ出品者が書くようにする。
- ・「作品のよさ」欄は、別添<参考資料>「社会科課題追究学習作品づくりに当たって」に示された「3作品づくりの観点」～の観点からみて、学校で選考した際に、特に優れていると認められた点について指導者が書くようにする。
- ・「*整理番号」欄は、記入する必要はない。

《出品票の添付(例)》



(原則)
作品下、右端に寄せて添付。
*裏表紙に添付すると作品閲覧する際に出品票が見やすい。

< 学校応募票 >

3部提出とするが、内2部は複写でよい。

「作品」本体、「出品票」、「学校応募票」に記入された作品の「題目」、出品者の「氏名」は同一の表記となるよう必ず確認する。

12 応募先・所在地

< 国公立小・中学校(岐阜教育事務所管内) >

< 私立小・中学校、高等学校、及び公立高等学校、特別支援学校 >

岐阜県教育委員会 教育研修課 社会科担当

〒500-8384 岐阜市藪田南5-9-1 (岐阜県総合教育センター内)
058-271-3326 FAX 058-276-6774

< 公立小・中学校(西濃・美濃・可茂・東濃・飛騨各教育事務所管内) >

西濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒503-0838 大垣市江崎町4-2-3
0584-73-1111 (内線408) FAX 0584-74-9391

美濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒501-3756 美濃市生櫛1-6-2
0575-33-4011 (内線436) FAX 0575-35-3730

可茂教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井2-6-1
0574-25-3111 (内線437) FAX 0574-28-7168

東濃教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒509-7203 恵那市長島町正家後田1-0-7
0573-26-1111 (内線370) FAX 0573-26-5806

飛騨教育事務所 教育支援課 社会科担当

〒506-8688 高山市上岡本町7-4-8
0577-33-1111 (内線421) FAX 0577-34-8462

* 問い合わせ先 : 岐阜県教育委員会 学校支援課 社会科担当 058-272-1111 内3697
教育研修課 社会科担当 058-271-3326

13 その他

< 平成22年度 第10回社会科課題追究学習作品展 入賞作品紹介 >

* 岐阜県総合教育センターホームページ「社会科課題追究学習作品展」<http://www.gifu-net.ed.jp/gec/>